

平成27年第2回臨時会会議録

四市複合事務組合議会

平成27年四市複合事務組合議会第2回臨時会会議録

◎議事日程

平成27年12月24日（木）

午前11時開議

諸般の報告（議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 会期決定の件

第2 議案第1号 四市複合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第3 会議録署名議員の指名

.....

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前11時3分開会

○議長（伊東幹雄議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年四市複合事務組合議会第2回臨時会を開会いたします。

○議長（伊東幹雄議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○副議長（伊東幹雄議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（伊東幹雄議員） ここで、管理者に臨時会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は、年末の大変お忙しい中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろ組合議員の皆様には、本組合事業に対しまして深いご理解とご支援をいただいておりますこ

と、厚く御礼を申し上げます。

本日ここに、平成27年四市複合事務組合議会第2回臨時会を招集いたしましたのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号を含む個人情報の取り扱いに関する規定を設ける必要がありますことから、本組合の個人情報保護条例の改正をお願いするものでございます。

この案件につきましてご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊東幹雄議員） ありがとうございます。

○議長（伊東幹雄議員） これより日程に入ります。
日程第1、会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊東幹雄議員） 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

○議長（伊東幹雄議員） 日程第2、議案第1号四市複合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

[議案第1号は巻末に掲載]

○議長（伊東幹雄議員） 提出者から説明を求めます。事務局長。

○事務局長（林田豊） それでは、議案第1号四市複合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、条例改正の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定に伴い、四市複合事務組合個人情報保護条例において、特定個人情報の保護等に関し、所要の規定を整備するためのものがございます。

条例の改正の概要でございますが、3点ございます。

1点目は、番号法の特定個人情報に関する保護規定等を整備するための改正でございます。条例第2条第4項、第5項におきまして、特定個人情報という用語の定義を定め、第2条第2項、第17条第3号で、個人事業者の個人情報のうち、特定個人情報に当たる情報を条例に含めることを規定するものがございます。第5条、第6条、第11条、第11条の2、第12条では、特定個人情報の取り扱い制限、提供等について規定し、第15条、第16条、第17条第2号、第28条、第31条、第32条、第39条、第39条の2、第40条では、これまでの本人、法定代理人、実施機関が認めた任意の代理人に認めておりました特定個人情報の開示請求等の手続を、本人が委任する任意の代理人にも認めるための改正でございます。

2点目でございますが、条例制定当時の誤りを訂正するものがございます。第26条で、条項の引用番号に誤りがあり、誤って使われました記号「ロ」を正しい「イ」に訂正するものがございます。また、第38条の訂正決定の括弧内につきましては、地方公共団体では不要な規定であるため削除するものがございます。また、利用停止請求を定めました第39条でございますが、第1項第1号で引用しております第11条は2項から構成されておりますが、第1項の保有個人情報の目的外利用、提供の制限に違反したときに限定されることから、

第11条を第11条第1項と改正するものでございます。

3点目は、附則におきまして、四市複合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例で規定しております審査会の所掌事務におきまして、引用する個人情報保護条例の条項が改正されるため、四市複合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を改正するものでございます。

最後に、附則にあります施行日でございますが、この改正条例の施行日は平成28年1月1日でございます。ただし、制定時からの誤りの部分につきましては公布の日からとさせていただきます。

説明は以上でございますが、制定時の誤りの訂正に当たり、これまで適用した事例はなく、影響はございませんでした。しかしながら、これは事務的ミスであり、議員の皆様にも深くおわび申し上げます。二度とこのようなことのないよう注意を払ってまいります。大変申しわけありませんでした。

以上でございます。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） この条例が適用となって個人番号を扱っていくことになるわけですので、幾つか確認したいので質問させていただきます。

来年1月から適用となるということですが、個人番号を記載する帳票書類については、説明もいただいたんですが、確認の上でもう一度、どういうものに記載が求められてくるのかお願いいたします。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 組合におきましては、個人番号関係事務として、組合員の給与所得の支払いに関する源泉徴収、共済組合の資格取得・喪失届、非常勤職員の社会保険、雇用保険の資格取得・喪失届等の書類の作成をし、関係機関に提出する業務でございます。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） ありがとうございます。その書類に番号を記入するに当たり、職員から個人番号の提供を求めることになると思いますけれども、そ

れはいつ行うことになるかと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 平成28年1月からを予定しております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 1月から現在在籍している方、職員全員に対して個人番号の提供を求めるものでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） そのとおりでございます。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 今後、新たに臨時職員の方を雇用されるときは随時個人番号の提供を求めますが、扶養家族の皆さんに関する事務もあると思いますので、その番号もあわせて提供を求めるということでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） そのとおりでございます。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 個人番号の提供を求めるときに書式とかもつくられると思うんですけども、その書類提供を受けて、本人確認というのは扶養家族の方も含めてどのようにするのか。また、その扶養家族については、法律の中ではどのような確認の義務が組合には生じているのかをお伺いします。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 先ほど申し上げた28年1月から、職員の方から個人番号申告書という形で個人番号を求めることを予定しております。その中で扶養家族の方については通知カード、または個人番号を交付された方については個人番号カードの写しをつけていただくような形を考えております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 書類を郵送とかで返送してもらって、それを確認するということになると思うんですけども、職員の方たちですので、本人に送って本人から戻ってくるので、その本人確認というのは職員であるということの確認でできるのかなと思うんで

すけれども、その点について確認しておきたいんです。本人確認について。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 扶養家族等の本人確認ということについてでよろしいでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 両方です。本人とご家族一体だとは思いますが。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 個人番号カード、また通知カードというものは、ご本人に直接市役所から送るものですので、唯一の確認の手法であると考えておりますので、個人番号カードの写しの添付という形で確認ができると考えます。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 本人確認もきちんと行っていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

それから、給与や社会保険関係の事務の中で、個人番号を使って作業するというのは、パソコン上で計算の書式などがあって、それで事務を行うと思うんですが、そういうデータの中に個人番号は打ち込んで、それを使い回していくような事務になるのか。その辺の具体的な事務のやり方についてお答えください。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 組合においては給与管理のシステムなどは導入しておりませんで、表計算のソフトを使って給与計算などをしております。個人番号を収集した段階で個人番号の管理用の専用のパソコンに登録をするんですけども、その登録情報を個人番号と氏名で限定的に一覧をつくるような形で、書類作成のたびごとに番号を書き込むようなことを考えております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） インターネットなどに接続しない、外部には漏れない回線の中に個人番号は保存して、ほかには、そのままつながらないようにすることなんですか。給与の計算や社会保険の事務というのはパソコン上で行うんですかね。行うとし

たら、その作業のデータには個人番号は書き込まないで、その都度、保存された番号を打ち出すものには記入していくということなんですか。ちょっとわからないので教えてください。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 源泉徴収についてお話をさせていただきますと、源泉徴収の氏名など金額については、職員の専用機ではなくて事務用のパソコンでつくりまます。番号を入れる前のデータを流し込む形で一度専用機に取り込んで、そこの中で個人番号を入れていくと。個人番号を入れた源泉徴収票については、税務署に提出するものだけを打ち出しして、そのほかに紙媒体による複写を保存するという事はしないことを考えております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） おおよそわかりました。税務署等への書類の提出はデータではなくて、紙で行うということですね。

では、個人番号を記載した書類は打ち出さないということなんですけれども、パソコンの管理や、職員の方から番号の提供を求めた書類などを保存しますよね。その保管の仕方などの保護の徹底が求められると思いますけれども、そのことについて今後どうするかお答えください。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 組合の耐火金庫がございしますので、その中に専用機のパソコンを保管して、また、皆さん、職員からいただく申告書などもあわせて金庫に入れて施錠するような形で考えております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） では、個人番号を取り扱う事務にかかわる管理、保管も含めて、そういう方はもちろん限定をするんですよね。何名ぐらいになる予定でしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 現在、給与等の事務を行っております職員が4名おります。その中から2名を指名して、その者にパソコンの専用機の操作、情報の管理をさせることを考えております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 最後の質問なんですけれども、個人番号を提供したくないという職員の方もいると思います。その場合はどのようになるのか教えてください。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 個人番号申告書を全職員に配布して記入していただくところなんですけれども、拒否された場合については、拒否した理由をその申告書に書く形で管理をしていこうと思っております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 扶養家族の方の番号も提供しないという職員があっても、給与、また社会保険の事務には支障はないと受けとめてよろしいですか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 雇用保険の関係でハローワークに問い合わせてみましたところ、現在のところ、個人番号はなくても書類は受け取っていただけると確認いたしました。

それから、税務署については、28年度の収入に対して個人番号の記入が求められるところがあります。ただ、個人番号の通知カードが届いてないとか紛失してしまった場合については書かなくていいとされておりますけれども、それ以外の場合については記入を求められるということですので、拒否する職員に対しては番号の提示をお願いしていこうと考えております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 28年度からのということなんですけれども、退職される方もいますよね。それで、27年度中のものには書かなくてもよかったんですけど。済みません。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 27年度の収入に対しては記入は必要ないと。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） それで28年度からは番号の記入が強く求められるということなんですか。そうすると、提供を求めていくということなんですけど、

それでも提供したくないという方がいらっしゃるのではないかと思うんですが、求めていくということで実際どうなるのでしょうか。そこのところ、もう一度確認したいんです。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 詳細については税務署等にも問い合わせをしながら、拒否することが続くようなことがあった場合にどのような処置をすればいいのか、確認をしていきたいと思っております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 後で討論でも言いますけれども、強制することのないような事務を求めておきたいと思えます。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） ないようですので、賛成討論の方の発言を許します。

渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 個人番号法そのものには反対ですが、しかし、事業所として個人番号法の記載が求められる事務を行わなければなりません。個人番号の取り扱いには個人情報の保護が徹底されなければなりませんので、この条例改正には賛成をいたします。

しかし、この改正をしても、なお100%情報の漏えいを防げるというものではないことに留意して事務を行うこと、職員の意思に反して個人番号の提供を強制することのないように求めておきます。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 他に討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に浦田秀夫議員及び清水晴一議員を指名します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 以上で、本臨時会の会議に付された事件の審議は全部終了しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これをもちまして、平成27年四市複合事務組合議会第2回臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前11時27分閉会

.....

〔出席者〕

◇出席議員（10人）

議長	伊東幹雄
副議長	関桂次
議員	松澤武人
	渡辺ゆう子
	つまがり俊明
	浦田秀夫
	斉藤誠
	塚本路明
	秋葉就一
	清水晴一

[欠席者]

◇欠席議員（2人）

清 水 聖 士

宮 本 泰 介

.....

◇説明のため出席した者

管 理 者 松 戸 徹

副 管 理 者 黒 田 忠 司

会 計 管 理 者 泉 對 弘 志

事 務 局 長 林 田 豊

管 理 次 長 石 田 久 隆

第2斎場整備室長 西 正 弘 彦

三 山 園 長 兼 子 典 久

斎 場 長 石 井 博 行

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名
する。

四市複合事務組合議会議長 伊 東 幹 雄

四市複合事務組合議会議員 浦 田 秀 夫

四市複合事務組合議会議員 清 水 晴 一